

○建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）

（施工体制台帳の記載事項等）

第十四条の二 法第二十四条の七第一項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 作成特定建設業者（法第二十四条の七第一項の規定により施工体制台帳を作成する場合における当該特定建設業者をいう。以下同じ。）が許可を受けて営む建設業の種類
- 二 作成特定建設業者が請け負った建設工事に関する次に掲げる事項
 - イ～ヘ （略）
- 三 前号の建設工事の下請負人に関する次に掲げる事項
 - イ、ロ （略）
 - ハ 健康保険等の加入状況

四 （略）

2～4 （略）

（再下請負通知を行うべき事項等）

第十四条の四 法第二十四条の七第二項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 再下請負通知人（再下請負通知を行う場合における当該下請負人をいう。以下同じ。）の商号又は名称及び住所並びに当該再下請負通知人が建設業者であるときは、その者の許可番号
- 二 再下請負通知人が請け負った建設工事の名称及び注文者の商号又は名称並びに当該建設工事について注文者と下請契約を締結した年月日
- 三 再下請負通知人が前号の建設工事を請け負わせた他の建設業を営む者に関する第十四条の二第一項第三号イからハまでに掲げる事項及び当該者が請け負った建設工事に関する同項第四号イからハまでに掲げる事項

2～9 （略）

※下線部分は平成24年11月1日から施行

○建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）

（書類の備付け等）

第八条 （略）

- 2 元方事業主は、関係請負人に対して、第五条第一項に規定する事項の適正な管理に関し助言、指導その他の援助を行うように努めなければならない。

○建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）

（法第二十四条の七第一項の金額）

第七条の四 法第二十四条の七第一項の政令で定める金額は、三千万円とする。ただし、特定建設業者が発注者から直接請け負った建設工事が建築一式工事である場合においては、四千五百万円とする。

○建設業法（昭和24年法律第100号）

（不当に低い請負代金の禁止）

第十九条の三 注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。

○個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

2～6 （略）